

青森県報

号外第九十五号の二

令和四年
十二月十五日
(木曜日)

目次

告 示

- 家畜伝染病の発生……………(畜産課) ……一
- 家畜伝染病のまん延の防止に係る家畜の種類等の指定……………(同) ……一
- 家畜伝染病のまん延を防止する規制……………(同) ……二

告 示

青森県告示第六百六十五号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

令和四年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | | | | |
|--------------|-------|-----------|----|-----------|-------------|
| 家畜伝染病の種類 | 家畜の種類 | 患畜、疑似患畜の別 | 頭数 | 発生の場所又は区域 | 発生日 |
| 高病原性鳥インフルエンザ | 採卵鶏 | 疑似患畜 | 十一 | 三沢市 | 令和 四・三・五 |

青森県告示第六百六十六号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、青森県家畜伝染病まん延防止

規則(昭和五十年四月青森県規則第十九号)第三条第一項の規定により、家畜の種類並びに指定家畜等の移動及び移出の禁止区域を次のとおり指定するので、同条第二項の規定により告示する。

令和四年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 家畜の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥

二 指定家畜等の移動及び移出の禁止区域

1 移動の禁止区域

三沢市大字三沢字庭構、富崎一丁目、二丁目、谷地頭一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、朝日一丁目、大字三沢字浜通、織笠一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、越下一丁目、塩釜二丁目、二丁目、三丁目、四丁目、高野沢一丁目、二丁目、八幡一丁目、二丁目、六川目六丁目、七丁目、八丁目、新森一丁目、二丁目

2 移出の禁止区域

三沢市朝日二丁目、大字三沢字戸崎、砂森一丁目、二丁目、根井一丁目、二丁目、細谷一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、六川目一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、大字天ヶ森字天ヶ森、大字三沢字上野、字北山、字淋代平、字下夕沢、字下野、字向平、字早稲田、五川目一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、淋代一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、四川目五丁目、六丁目

上北郡東北町字家ノ上平、字後久保、字狼ノ沢、字往来ノ上、字往来ノ下、字大久保、字乙越、字上久保、字熊堂、字黒志多、字笹久保、字漆玉、字素柄邸、字滝沢平、字蓼内久保、字田ノ沢、字田ノ沢川添、字堤尻、字鶴ヶ崎、字寺沢、字寺沢川端、字鳥口平、字長久保、字中津平、字中村道ノ上、字中村道ノ下、字沼添左ノ平、字子ノ鳥平、字野田頭、字野田頭山、字野田尻、字浜家苦、字浜台、字日影林ノ上山、字船ヶ沢、字古屋敷、字間手場、字水喰、字水喰向、字道ノ北、字山ノ神平、字横志多、字和山平

上北郡六ヶ所村大字倉内字家ノ上、字石神、字芋ヶ崎、字唐貝地、字切揚場、字笹崎、字前谷地、字道ノ上、字道ノ下、字南ノ又、字谷地通、字湯ノ沢、大字鷹架字道ノ下、大字平沼字石渡、字久保、字高田、字田面木、字二階坂、字道ノ上、字道ノ下

青森県告示第六百六十七号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、青森県家畜伝染病まん延防止規則（昭和五十年四月青森県規則第十九号）第六条第一項の規定により次のとおり規制を行うので、同条第二項の規定により告示する。

令和四年十二月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 規制の区域

三沢市大字三沢字庭構、富崎一丁目、二丁目、谷地頭一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、朝日一丁目、大字三沢字浜通、織笠一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、越下一丁目、塩釜一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、高野沢一丁目、二丁目、八幡一丁目、二丁目、六川目六丁目、七丁目、八丁目、新森一丁目、二丁目

二 規制の期間

令和四年十二月十五日付け青森県告示第六百六十六号により指定家畜等の移動の禁止区域として指定した日から当該指定の解除日まで

三 規制の内容

- 1 家畜（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥に限る。以下同じ。）の品評会等の家畜を集合させる催物を開催することの禁止
- 2 食鳥処理場又はGPセンターの事業を行うこととの禁止
- 3 ふ卵をすることの禁止

（発行者・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円